一般評価の申請方法について

令和７年１月 15 日
水処理技術委員会事務局
（国土交通省国土技術政策総合研究所
上下水道研究部下水処理研究室）

（１）一般評価の基本的考え方

一般評価は、新たな処理方法について、当該処理方法の計画放流水質区分への対応を明確にするとともに、当該処理方法に係る技術の特徴、採用にあたっての留意事項等を明らかにし、全国に適用可能な一般的な処理方法としてこれを位置づけるものです。これにより、新技術の普及促進を図り、効率的な下水道整備に資することを目的として実施するものです。

上記の一般評価は、国の評価委員会として設置する水処理技術委員会において行います。水処理技術委員会に係る受付等の事務は、国土技術政策総合研究所上下水道研究部において行います。

一般評価の申請を行うことのできる方は、原則として評価の対象となる新たな処理方法の開発者です。なお、評価の実施に必要となる費用（評価を行うために必要となる水質データの把握のための費用等）は、評価申請者の負担となります。

（２）一般評価実施の要件

一般評価を実施するためには、評価の対象とする処理方法を採用している公共下水道又は流域下水道の水処理施設が３箇所以上稼働しており、実施設における水質データ等の取得が可能であることが必要となります。その他、要件については、**【表１】**を御参照下さい。

（３）一般評価の流れ

評価申請者は、国土技術政策総合研究所上下水道研究部下水処理研究室に対し、（４）にしたがい申請を行って下さい。申請して頂いた書類については、窓口である事務局よりヒアリングや再提出を求める場合があります。国土交通省が一般評価の実施について必要な要件を満たしていると認める場合（※）、事務局より申請者に対して受理通知が送付されます。その後、評価申請者におかれては、事務局より指定された委員会に提出するための資料を作成していただきます。

一般評価の方法については、【表１】を参照してください。評価申請者におかれては、**【表１】**にしたがい、連続する１年間以上、３箇所以上の実施設において、委員会の求める水質項目について、申請者の費用負担により調査を実施して頂き、委員会の求めに応じて必要な資料を提出していただくことになります。

評価を終了後、水処理技術委員会は評価結果を国土交通省及び評価申請者に報告します。国土交通省は、評価結果を踏まえ当該処理方法が一般性のあるものと判断される場合には、必要な措置を講ずることになります。

※国土交通省が一般評価の実施について必要な要件を満たしていると認める場合とは、以下の全ての要件を満たしていることをいいます。なお、これらの確認のため、提出された資料（様式２）

に基づき、当該処理方法を採用している下水処理場に対して、事務局においてヒアリング調査等を独自に行うことがあります。

(a) 申請された処理方法が、政令或いは既通知において既に示されている処理方法と比較して技術的な独立性が認められるものであること。

(b) 調査実施予定箇所（3 箇所以上）において、調査を実施することについて下水道管理者の了解が得られていること。

(c) 調査実施予定箇所（3 箇所以上）において、流入水量が設計値の１／２以上であり、流入水質条件が偏らないこと。

(d) 当該処理方法に係る技術の特徴・採用にあたっての留意事項等に関する資料の内容が定量的かつ明確に確認できるものであること。また、これらの内容と当該処理方法を採用している下水処理場の実態が整合していること。

(e) 産業財産権等に関し、権利侵害等、違法性のないものであること。

【表１】　一般評価の評価方法の詳細

項目		一般評価の基本的考え方※1	一般評価の方法の詳細※2
調査実施期間		連続する1年間以上	連続する1年間以上
調査実施場所		3箇所以上の実施設	3箇所以上の実施設 流入水質条件が偏らないように調査実施場所を選定することが望ましい。
流入水量条件		対象とする全ての施設についての設計値の1／2以上	対象とする全ての施設についての設計値(計画1日平均下水量)の1／2以上 実施設1箇所に複数の系列を含む場合は、このうち調査対象とする系列について「設計値の1／2以上」であればよい。 当該処理方法の特徴に応じて必要があれば、流入水量条件をより厳しく設定することも考えられる。
流入水質条件		当該箇所の水質	当該箇所の水質 当該箇所の流入水温についても留意する。
流入水質測定方法	測定対象試料	日間平均試料	日間平均試料(24時間コンポジット※3法により測定することが望ましい。)
	測定頻度	日間平均：月2回以上	日間平均：月2回以上
	測定項目	水温、pH、BOD、SS 必要に応じて、T-N、T-P 国の評価委員会が要求する項目	水温、pH、BOD、SS 必要に応じて、T-N、T-P 水処理技術委員会が要求する項目：T-N、T-Pを評価する場合には、NH4-N、NO3-N、NO2-N、PO4-P、アルカリ度を追加して要求することが望ましい。
放流水質測定方法	測定対象試料	日間平均試料及び日間変動試料	日間平均試料(24時間コンポジット※3法により測定することが望ましい。)及び日間変動試料
	測定頻度	日間平均：月2回以上 日間変動：3ヶ月に1回以上	日間平均：月2回以上 日間変動：3ヶ月に1回以上
	測定項目	水温、pH、BOD、SS T-N、T-Pを評価する場合は、T-N、T-P 国の評価委員会が要求する項目	水温、pH、BOD、SS T-N、T-Pを評価する場合は、T-N、T-P 水処理技術委員会が要求する項目：T-N、T-Pを評価する場合には、NH4-N、NO3-N、NO2-N、PO4-P、アルカリ度を追加して要求することが望ましい。
評価方法		対象とする全ての施設について、測定した放流水質の日間平均値が設定しようとする計画放流水質の区分の範囲を超えないこと、かつ、国の評価委員会の評価を受けること	以下について評価を行う。 ・対象とする全ての施設について、測定した放流水質の日間平均値が設定しようとする計画放流水質の区分の範囲を超えないこと ・当該処理方法の開発者が技術開発した"当該処理方法に係る技術の特徴(処理原理、処理性能、適用範囲)"と"採用にあたっての留意事項(設計方法、運転管理方法)"等、詳細な技術資料の妥当性 ・当該処理方法が国の構造基準に位置づけるに足る十分な信頼性を保持していること

※1 既通知(平成18年2月14日下水道企画課下水道技術開発官事務連絡)
※2 一般評価の方法の詳細については、水処理技術委員会制度検討分科会の議論を踏まえ定めた。
※3 24時間コンポジット法とは、2時間程度以下の間隔で24時間にわたり採水した試料を各採水時刻の流量比で混合した試料について測定する方法とする。

（参考）一般評価の流れ

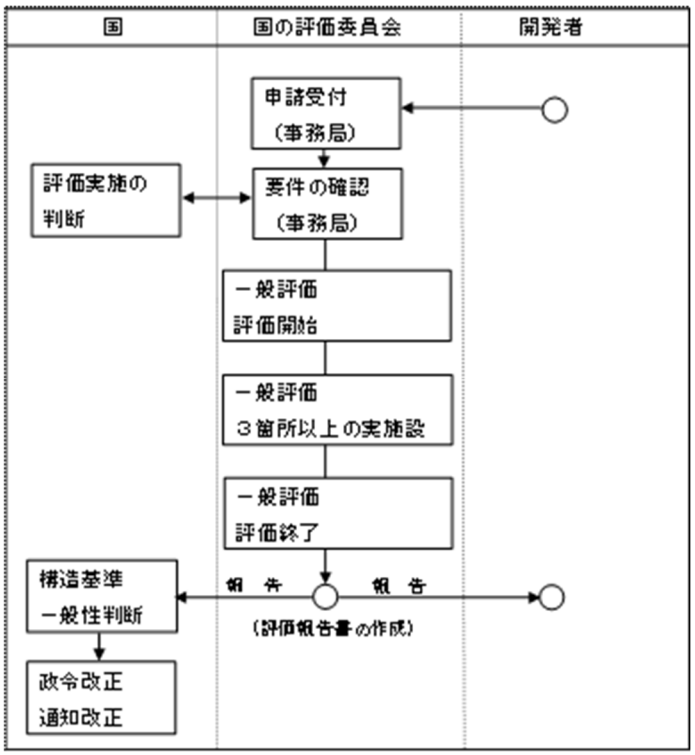

（４）一般評価の申請方法

１）申請受付先　（郵送のみ受付）

〒305-0804　　茨城県つくば市旭１

国土交通省国土技術政策総合研究所上下水道研究部下水処理研究室

水処理技術委員会事務局　宛

２）申請受付期間

令和７年度に評価を実施する場合の申請は、令和７年１月 15 日（水）から令和７年２月 14 日（金）に受け付ける。

３）申請書記載事項

(a) 申請者（技術開発者）の名称、申請する処理方法の名称、当該処理方法を適用しようとする計画放流水質の区分、調査実施予定の実施設の名称と所在地、申請にかかる担当者及びその連絡先（**様式１**）　なお、処理方法の名称は、当該処理方法の処理原理に基づく名称とする。評価により、名称は変更される場合がある。

(b) 調査実施予定箇所（3 箇所以上）を含む当該水処理方法を採用している下水処理場（全て）の名称、下水道法施行令第五条の六第二項に基づき公共下水道管理者又は流域下水道管理者が定めた計画放流水質、流入水量の設計値（計画 1 日平均下水量）及び実績値　（**様式 2**）

(c) 産業財産権等に関する誓約書（**様式 3**）

(d) 当該処理方法に係る技術の特徴（処理方法・ 処理性能・適用範囲）・採用にあたっての留意事項（設計方法・運転管理方法）等に関する資料（定量的かつ明確に確認できるものと

する）（様式任意）なお、当該処理方法が一般性のあるものと判断され、政令や通知等に位置づけられた場合には、当該処理方法に係る技術の特徴・採用にあたっての留意事項等に関する資料については、公表されるものとする。

(e) 調査実施予定の全ての実施設における流入水質及び放流水質（水温、pH、BOD、SS 並びに T-N、T-P を評価する場合は T-N、T-P）の日間平均水質（連続する 1 年間以上測定したもの）に関する資料（様式任意）

4）申請方法に関する問合せ先

〒305-0804　茨城県つくば市旭 1
国土交通省国土技術政策総合研究所上下水道研究部下水処理研究室
水処理技術委員会　事務局
TEL 029-864-3933 / FAX 029-864-2817

以上